

二粒小仏家より与へし戒名を彫刻す儀
神仏の差別を志しむを名するに一山よふ法を
改むる人なきも歎——と事なり

一文字司

神職よりして一社の長上をいふ雅集曰古來
ハ文字ありて大まに稱し法王の稱宣へし
免状を附与せしめしに今ハ絶つりと云ふ
今羽黒子向意匠云々所の内ハ神職なり
山下云々沃所屋を別柳久世後増にう村ハ
羽黒山の社家として吉田屋の内ハ知を更ぬ

その所り假名を云ふは長呼古是刑神
古是泉古是栢と稱しなり又羽黒ふより
院等の免状を更て神驗及を意華に元月
法山の古家勢強して社職を是ハ准せんと
せりなり出入絶ゆる事なり社家督様ハ
して古家の下に属に適吉田屋の内ハ知を
せり若あれた而様はあふもの多し一處所村
泉古是家ハ羽黒の獅子院あり云山雅集と
見ると古ハ羽黒ハありしに奇唱ありて彼
家ハ下——と云ふを六月十五日大室のあ